

特別支援教育時代にふさわしい特別支援学校（肢体不自由）の教育課程（2） －自立活動を主として指導を行う教育課程の場合－

河野 一郎*・古屋 義博**

I. 問題と目的

「特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた教育課程の場合」に続く第2報である。

養護学校制度のときから肢体不自由教育では、障害の重度・重複化あるいは多様化が指摘され続けてきた。参考に、他の4障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱）との比較として、小・中学部の重複障害学級在籍率の推移を図1に、同じく高等部を図2に示す。特別支援学校制度が開始された2007年度から盲学校・聾学校・養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されたために統計のとり方が変更（重複障害は障害種別ごとに重複カウント）されたが、養護学校（肢体不自由）でも特別支援学校（肢体不自由）でも、重複障害の幼児児童生徒は一貫して多い。

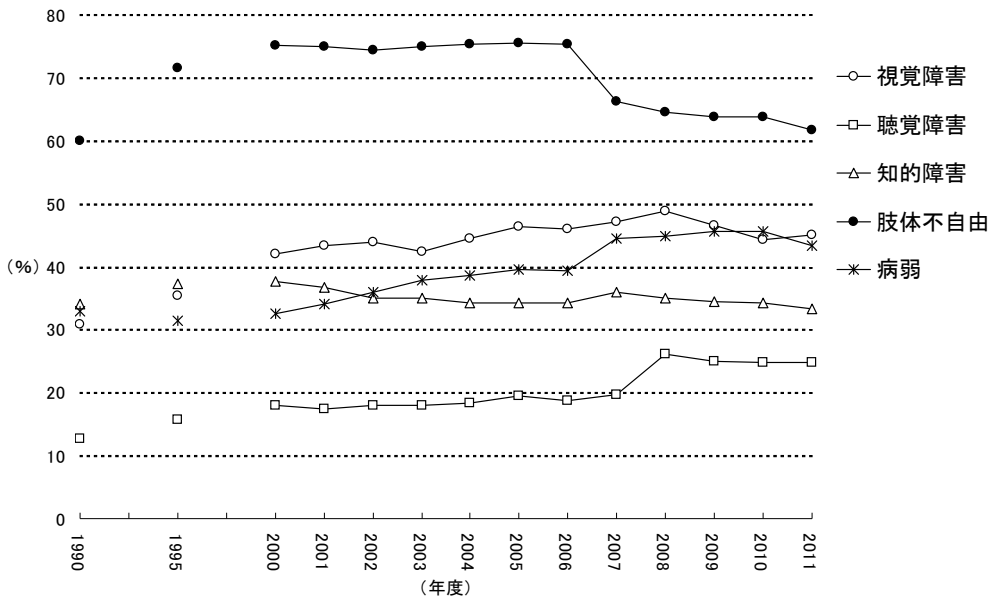


図1 小学部・中学部の障害種別重複障害学級在籍率の推移

* 山梨県立甲府支援学校

** 山梨大学教育人間科学部障害児教育講座

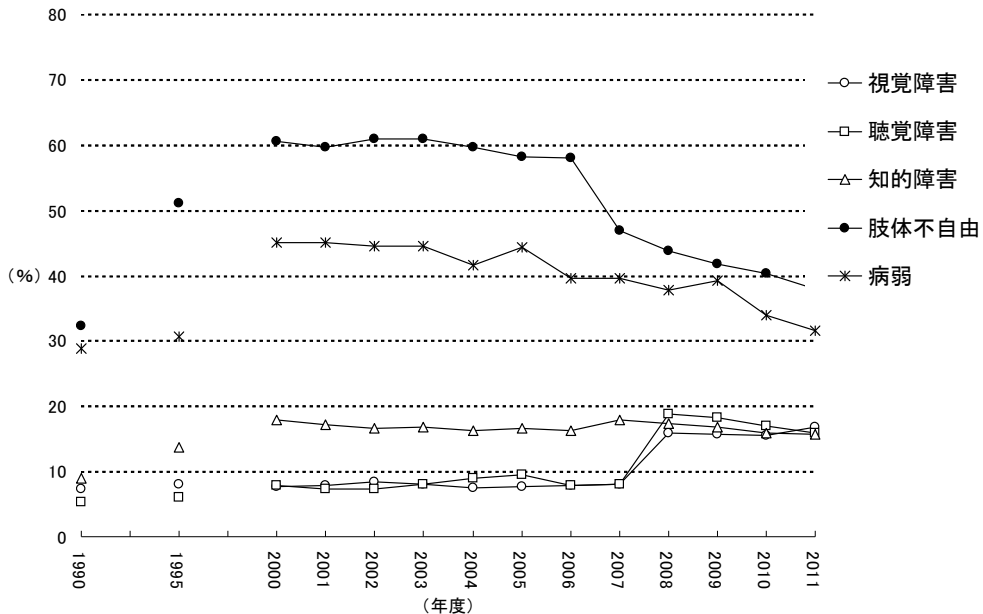


図2 高等部の障害種別重複障害学級在籍率の推移

さまざまな障害を併せ有する幼児児童生徒に対しても、もちろん、「幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培う（文部科学省，2009）」ための教育を行っていく。しかし，そのような幼児児童生徒を前にしたとき，従来からの「準ずる教育を施す」という発想からいったん離脱する姿勢が教師に求められる（古屋，2009）。また，そのような姿勢を教師に求める気運が，盲学校・聾学校・養護学校の独自の指導領域である「養護・訓練（現在の自立活動）」の誕生を促したという歴史的な経緯がある（古屋，2010）。

「特殊教育から特別支援教育へ」という大きな教育制度改革にかかわる説明として、『特別支援教育の推進について（通知）19文科初第125号』（平成19年4月1日付け。文部科学省初等中等教育局長発）がある。「特別支援学校制度」については次のように記載されている。

特別支援学校制度は，障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり，その趣旨からも，特別支援学校は，これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ，様々な障害種に対応することができる体制づくりや，学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。（※下線は筆者ら。以下，同様。）

特別支援学校（肢体不自由）にはさまざまな障害のある幼児児童生徒が在籍する。そのような意味で，この通知にある「様々な障害種に対応することができる体制づくり」を推

進するためのヒントが特別支援学校（肢体不自由）にあると考えられる。

そこで、本研究は、特別支援学校（肢体不自由）で自立活動を主として指導を行う教育課程の在り方について、実際の週日課表を取りあげ、『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』の記述を用いながら検討を行うものである。

Ⅱ. 対象として選定する週日課表とそれを検討するための観点

特別支援学校（肢体不自由）で「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の以下の規定を適用する児童生徒の教育課程を対象とする。

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

第1章/第2節/第5/2

参考のため、前学習指導要領（平成11年3月告示）では「重複障害者等に関する特例」との標題により、以下のような記述がなされていた。

重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。

第1章/第2節/第5/2/ (2)

前学習指導要領（平成11年3月告示）と新学習指導要領（平成21年3月告示）との、この件に関する改訂の意図について、文部科学省（2009）は以下のように解説している。

従前は、「学習が著しく困難な児童又は生徒については」と示していたが、今回の改訂では、一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する観点から、「障害の状態により特に必要がある場合には」と改めた。

文部科学省（2009）p. 219

この解説文を額面通りに捉えれば、「一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する」ためにより柔軟な発想で教育課程編成の工夫を行うことと解釈できる。これについては、前学習指導要領（平成11年3月告示）の以下の解説（文部科学省，2004）からも了解できる。

この規定は、重複障害者のうち、例えば、各教科の学習が著しく困難な児童生徒に関する特例である。…略…

重複障害者のうち、各教科の学習が著しく困難な児童生徒は、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、また、一人一人の発達諸側面に不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となる。したがって、こうしたねらいに即した指導は、主として自立活動において行われ、それがこのような児童生徒にとって重要な意義を有することから、自立活動の指導を中心に行うことについて規定しているわけである。

文部科学省（2004）p. 181

前学習指導要領（平成11年3月告示）では「各教科の学習が著しく困難な児童生徒」という条件が付けられていたが、新学習指導要領（平成21年3月告示）の解説（文部科学省、2009）からはその条件が外された。つまり、教育課程編成者に相当大きな裁量が与えられた、つまり「一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する」教育をどのように行っているかについての説明責任が強く問われたといえる。

以下、週日課表を検討するための観点については、『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月告示）』の記載事項を用いる。

Ⅲ. 実際の週日課表の検討

ある特別支援学校（肢体不自由）の小学部のある児童の週日課表を表1に、同じく中学部を表2に、同じく高等部を表3に示す。表中の比の表示は（児童生徒数：担当教師数）を示す。週日課表の中の、各教科・領域の名称以外の名称は、一部の例外（総合的な学習の時間）を除き、ほとんどが自立活動として、一部が他の指導領域（道徳や特別活動など）の目標や内容を合わせた指導としてカウントされていると考えられる。

3学部共に1校時は「朝の会」という名称の授業が同一集団で行われている。2校時以降は規則性はとくになく、モザイク状（※この用語の説明については、第1報を参照のこと）の週日課表になっている。

小学部の場合、学習活動のための基礎的な集団であろう児童4人での授業がおおむね一貫して実施されている。

中学部と高等部の場合、授業の集団規模は大小さまざまに配置されている。規則性のようなものはない。

自立活動の時間における指導（あるいは道徳や特別活動などを合わせた指導）について、学習活動の特質に応じたさまざまな授業名称が用いられている。小学部では「課題学習」「クラス」「音楽活動」「造形」「運動」「からだ」「給食準備」、中学部では「音楽的活動」「造形」「運動」「ライフ」「チャレンジ」、高等部では「調理」「音楽活動」「造形」「ゲーム」という名称が用いられている。

表1 小学部のある児童の週日課表

	月	火	水	木	金
9:00-	ホームルーム				
1校時	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会
9:10-	(4:3)	(4:3)	(4:3)	(4:3)	(4:3)
2校時	課題学習	課題学習	クラス	造形	運動
10:00-	(4:3)	(4:4)	(4:4)	(4:4)	(4:4)
3校時	自立活動	運動	自立活動	造形	課題学習
10:50-	(4:4)	(4:4)	(4:4)	(4:4)	(4:3)
4校時	給食準備	給食準備	給食準備	給食準備	給食準備
11:40-	(4:3)	(4:4)	(4:3)	(4:3)	(4:3)
12:25-	給食および日常生活の指導				
5校時		音楽活動	課題学習	音楽活動	クラス
13:25-		(4:4)	(4:4)	(4:3)	(4:4)
6校時		課題学習	課題学習	からだ	課題学習
14:15-		(4:3)	(4:3)	(2:2)	(1:1)
15:00-	ホームルーム				

表2 中学部のある生徒の週日課表

	月	火	水	木	金
9:00-	ホームルーム				
1校時	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会
9:10-	(6:4)	(6:4)	(6:4)	(6:4)	(6:4)
2校時	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	運動
10:00-	(1:1)	(3:3)	(1:1)	(3:3)	(6:6)
3校時	音楽的活動	運動	音楽的活動	自立活動	自立活動
10:50-	(6:5)	(6:6)	(6:5)	(3:3)	(3:2)
4校時	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
11:40-	(3:2)	(3:2)	(3:2)	(3:2)	(3:2)
12:25-	給食および日常生活の指導				
5校時	自立活動	造形	特別活動	チャレンジ	ライフ
13:25-	(3:3)	(6:6)	(15:12)	(15:15)	(6:5)
6校時		造形	自立活動	チャレンジ	ライフ
14:15-		(6:6)	(3:3)	(15:15)	(6:5)
15:00-	ホームルーム				

表3 高等部のある児童の週日課表

	月	火	水	木	金
9:00-	ホームルーム				
1校時	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会
9:10-	(5:3)	(5:3)	(5:3)	(5:3)	(5:3)
2校時	自立活動	調理	自立活動	創造	ゲーム
10:00-	(1:1)	(5:6)	(1:1)	(16:15)	(5:5)
3校時	自立活動	調理	自立活動	創造	ゲーム
10:50-	(1:1)	(5:6)	(1:1)	(16:15)	(5:5)
4校時	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
11:40-	(1:1)	(1:1)	(1:1)	(1:1)	(1:1)
12:25-	給食および日常生活の指導				
5校時	音楽活動	造形	特別活動	自立活動	自立活動
13:25-	(5:5)	(5:6)	(8:7)	(1:1)	(1:1)
6校時	音楽活動	造形	自立活動	自立活動	自立活動
14:15-	(5:5)	(5:6)	(1:1)	(1:1)	(1:1)
15:00-	ホームルーム				

※「創造」は「総合的な学習の時間」の授業名称である。

【観点1】小学部から高等部までの指導の系統性は保たれているか

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

第7章/第3/5

自立活動を主として指導する場合の留意事項についての記述である。

各学部の子童生徒の実態やそれに基づく教育方針の違いによるのか、授業名称に学部間の一貫性は必ずしもない。知的障害教育を例にすれば、学習活動の特質で授業形態を整理した結果として、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」、そして後に「生活単元学習」から「遊びの指導」が分離・独立して計4つが代表例として認識されるようになったという歴史的な経緯がある。自立活動についても、学習活動の特質を踏まえて、より簡素な分類ができないのかという検討が必要である。

その検討の際には「体育的な学習活動」であるとか、「音楽的な学習活動」であるとか、各教科の名称で整理するような発想は、「個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき（第7章/第3/1）」計画される自立活動の本来の趣旨（古屋，2010）

に逆行する危険性があるため、慎重な検討を要するであろう。

また、検討される名称については、誰が見聞きしても同じようなイメージがもてるような汎用性の高いものであることが望ましい。ちなみに、この特別支援学校では「課題学習」という名称が小学部にあるが、公教育では「自ら課題を設定し追究する（文部科学省、2009）」ための学習活動というイメージであり、そのイメージとこの特別支援学校の「課題学習」の特質とどの程度一致しているのか、という点検も必要である。

【観点2】「見通し」がもてる学校生活を保障しているか

個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童が見通しをもつて、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

第2章/第1節/第2款/第2/2より

これは知的障害の各教科の指導計画作成にかかわる記述であるが、自立活動を主として指導する場合にも当てはまると考え、取りあげることにした。

第1報でも記述したとおり、知的障害教育では、ここに記述されたとおり、幼児児童生徒が日々の学校生活に見通しをもてるように、日々の流れのフォーマットをおおむね同じにするという工夫が従来からなされている。いわゆる「带状の週日課表」というものである。生活リズムが整いにくい、とくに重度障害が重複しているような児童生徒にとって、「モザイク状の週日課表」がよいのか、「带状の週日課表」がよいのか、という検討が必要である。

第1報でも同様の指摘をしたが、「モザイク状」の週日課表では、児童生徒にとって、「がんばりどころの学習活動の場面」と「くつろいだ気分になれる学習活動の場面」とが不明瞭になる危険性がある。

【観点3】児童生徒にとって過重負担になるような場面はないか

小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。

第1章/第2節/第3/4

学習活動が幼児児童生徒に負担過重にならないように、との従来からなされている記述である。この記述以外にも負担過重とならないようにする旨の記述は多数ある。

週日課表はモザイク状になっており、また、表1～3には表現できなかったが、担当教師も、（持ち時間数の関係であろうが）入れ替わりが多い。もちろん、（限られた数の特別

教室という学校設備の制約もあろうが) 教室移動も多い。よって、児童生徒のその日の集中力や覚醒水準に無関係に日課が動くということである。学校側あるいは教師側の都合が優先される状況は幼児児童生徒の健康に重大な悪影響を与えかねないと、養護学校義務制の施行の間もないときにすでに警告する意見(原田, 1981)があった。担当教師も、集団規模も、教室も、不規則に変化するような週日課表が、児童生徒の実態に即しているかの検討が必要である。

また、一日の学校生活の後半、つまり給食が終わり、覚醒水準が比較的低下しやすい午後の時間帯にあえて、例えば、(※【観点1】でこの概念は不明としたが)「課題学習」という授業を2コマ連続で設けている(小学部水曜日)ことや、最も大きな集団となる(つまり必然的に刺激が多く、生徒により多くの負担をかけやすい)授業を2コマ連続で設けている(中学部木曜日)ことなどについて、その合理的な理由を教師集団で早急に共通理解することが必要であると考ええる。

IV. おわりに

以上、特別支援学校制度での肢体不自由教育の在り方について、自立活動を主として指導する教育課程の一側面が表現されている実際の週日課表を取りあげ、3つの観点から検討を行った。

【観点1】小学部から高等部までの指導の系統性は保たれているか

【観点2】「見通し」がもてる学校生活を保障しているか

【観点3】児童生徒にとって過重負担になるような場面はないか

それ以外にも「道徳教育の位置づけ」や「子ども同士の相互作用による育ちあいの保障」など、検討すべき事項は多い。自立活動の意義として、文部科学省(2009)は次のように解説している。

学校における自立活動の指導は、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。「自立し社会参加する資質」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味している。

文部科学省(2009)

本研究で対象とした週日課表では、とくに後段部分の「社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質」がどのように育まれているかは検討できなかった。このことについても今後の課題としたい。

付記

本稿は、河野と古屋とが協議を重ねながら共同で執筆したものである。

文献

- 1) 古屋義博（2009）教師に誘発される障害．山梨大学教育人間科学部紀要，10，159 - 166.
- 2) 古屋義博（2010）肢体不自由教育にとっての『自立活動』の本来の意義について．山梨大学教育人間科学部紀要，11，193 - 204.
- 3) 原田政美（1981）精神発達段階10か月未満の最重度重複障害児の義務教育について．日本特殊教育学会第19回大会発表論文集，306 - 307.
- 4) 文部科学省（2004）盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－総則等編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）一部補訂．海文堂出版.
- 5) 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説－総則等編（幼稚部・小学部・中学部）．教育出版.